

京都大学大学院教育支援機構設置準備委員会要項

令和3年4月13日総長裁定制定

第1 京都大学に、京都大学大学院教育支援機構（仮称。以下「機構」という。）の設置に関する重要事項を審議するため、大学院教育支援機構設置準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育担当の理事（以下「担当理事」という。）
- (2) 国際高等教育院長
- (3) 大学院横断教育プログラム推進センター長
- (4) 総長が指名する理事 若干名
- (5) 各研究科長
- (6) 研究所長又はセンター長 若干名
- (7) 教育推進・学生支援部長及び国際高等教育院事務長
- (8) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第6号及び第8号の委員は、総長が委嘱する。

第3 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第5 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第6 委員会に関する事務は、国際高等教育院事務部において処理する。

第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この要項は、令和3年4月13日から実施する。

2 京都大学大学院支援体制等検討委員会要項（令和3年2月9日総長裁定）は、廃止する。